

仕様書

1 趣旨

本仕様書は、横浜市立大学附属病院（以下、「附属病院」という。）がその事業活動に伴って生じた産業廃棄物の収集運搬および処分を、受託者に委託するにあたり、業務を適正に遂行することを目的として必要な事項を定めるものとする。

2 件名

横浜市立大学附属病院産業廃棄物処理委託業務

3 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目 9 番地

公立大学法人横浜市立大学附属病院

4 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 産業廃棄物の種類と数量等

産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項は次のとおりとする。

名称	産業廃棄物の種類	特別管理 産業廃棄物	概算数量（単位）	性状・荷姿	性状の 変化
産業廃棄物 （粗大ゴミ含む）	廃プラスチック類	非該当	(336,000)kg/3 年	ビニール袋 ダンボール バラ	なし
	金属・金属くず類	非該当			
	ガラス・陶磁器くず類	非該当			
	木くず類	非該当			
	混合廃棄物	非該当			
飲料用空き容器	ビン・缶・ペットボトル	非該当	(21,000)kg/3 年	ビニール袋 バラ	なし
蛍光灯	蛍光灯	非該当	(2,400)kg/3 年	ビニール袋 ダンボール バラ	なし
	UV ランプ（殺菌灯）	非該当			
	白熱球、ハロゲンランプ	非該当			
	LED ランプ	非該当			
	ナトリウムランプ(HID ランプ)	非該当			
	水銀灯	非該当			
	グローランプ	非該当			
電池	一次電池（アルカリ・マンガン）	非該当	(2400)kg/3 年	ビニール袋 バラ	なし
	二次電池（リチウムイオン・ニカド・ニッケル水素）	非該当	(900)kg/3 年		
	二次電池（鉛）	該当	(150)kg/3 年		

6 処分方法

(1) 産業廃棄物、飲料用空き容器

中間処理：破碎、圧縮、焼却もしくは溶融

ただし個人情報を含む記憶媒体については、情報復元および読み取りが不可能な状態になるまで、附属病院の職員が立ち合いの元、中間処理すること

最終処分：資源化、埋立（可能な限り資源化）

(2) 蛍光灯

中間処理：破碎、圧縮、焼却もしくは溶融

最終処分：資源化、埋立（可能な限り資源化）

(3) 電池

中間処理：破碎、圧縮、焼却もしくは溶融

最終処分：資源化、埋立（可能な限り資源化）

7 業務内容

附属病院から排出される産業廃棄物（粗大ごみ、飲料空き容器含む）を収集・運搬・処分する。業務の遂行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

(1) 廃プラスチック類、金属・金属くず類、ガラス・陶磁器くず類、木くず類（飲料用空き容器含む）

ア 回収日

月、火、水、木、金、土曜日（祝日の場合も回収を行う）

年末年始の業務については、委託者と協議の上決定する。

イ 収集時間帯

附属病院と協議の上決定する。1日1回以上、その他委託者が指定する都度。

ウ 作業場所

別紙1に図示する場所に受託者が所有するコンテナを1台設置する。設置するコンテナは蓋付きのもので、搬出入時の高さは2.7m以下のものとする。外寸は、別紙2「設置するコンテナの条件」を参照すること。

飲料用空き容器については受託者が所有する0.7 m³容量のコンテナ2台以上を地下サービスコートに設置する。（別紙1「ごみ置き場図面」参照）

(2) 粗大ごみ

ア 回収日

附属病院が依頼する都度

イ 収集頻度

年3回程度

ウ 収集方法

(ア) 回収日程については都度調整とする。

(イ) 回収当日に附属病院は敷地内で廃棄場所を確保し、その廃棄場所に粗大ごみをまとめる。

(ウ) 回収時コンテナへの積込みは受託者が行う。

(エ) 事前に台数を指定して依頼するが、予定よりも多く排出があった場合に、急遽台数追加を依頼することがある。

(3) 蛍光灯

ア 回収日

年 2 回（8 月、2 月）

回収日については、委託者と協議の上決定する。

イ 収集時間帯

委託者等と協議の上決定する。

ウ 作業場所

委託者と協議の上決定する。

(4) 乾電池

ア 回収日

年 2 回（8 月、2 月）

回収日については、委託者と協議の上決定する。

イ 収集時間帯

委託者等と協議の上決定する。

ウ 作業場所

委託者と協議の上決定する。

8 排出量、処分先等の確認

- (1) 廃棄物の処分（日付・量・処分先等）の確認を行うため、附属病院と受託者の間で産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）を用いる。
- (2) 廃棄物回収時に、回収日、回収品目、回収量および回収作業員名を記載した紙の帳票を附属病院に渡すこととする。

9 費用負担

- (1) 委託料には、収集及び処分に要する費用を含む。
- (2) 業務を遂行するために要する車両・機械・消耗品については全て受託者の負担とする。
- (3) 設置する産業廃棄物用コンテナは受託者が用意し、附属病院へ無償貸与とする。

10 廃棄物処理に関する委託契約書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第六条の二の第四項により、委託契約締結後速やかに廃棄物処理に関する契約を締結する。契約時に受託者は甲に当該廃棄物の収集運搬及び処分についての許可書の写しを提出する。契約書には次の項目についての条項が記載されていることとする。

- (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 運搬の最終目的地の所在地
- (3) 処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び係わる施設の処理能力
- (4) 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係わる施設の処理能力
- (5) その他環境省令で定める事項

11 作業員

- (1) 作業員が作業に従事するときは一定の服装とし、本業務の作業員であることを明確にさせること。
- (2) 常に清潔な服装であること。
- (3) 附属病院は作業員の勤務態度・勤務状況等について不的確と判断した場合に作業員の変更を求めることができる。

12 禁止行為

- (1) 作業中必要のない場所には立ち入らないこと。
- (2) 作業に関係のない機器等には触れないこと。
- (3) 敷地内で喫煙しないこと。

13 損害

- (1) 廃棄物処理について、故意又は過失により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」関係法令違反をした場合は、受託者が一切の責任を負うものとし、それに起因する損害賠償の責を負うこととする。
- (2) 作業員がその作業中に起こした附属病院に対する財産上、人身上の損害事故についてはただちに附属病院に報告をしなければならない。

14 その他

- (1) 廃棄物収集場所及び収集経路について清潔に保つこと。
- (2) 附属病院地下サービスコート内の天井は一部低くなっているため、搬出入時には十分注意すること。
- (3) 業務の内容その他について疑義が生じた場合には附属病院と十分に協議し円満に解決すること。
- (4) 受託者はその業務上知り得た情報その他について守秘義務を負う。別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。業務を開始するまでに研修を行った上で必要書類を提出する。

別紙1

約6m

高さ約3.5m

高さ約2.7m

サービスクート
約13.2m

ビン・カン・ペット
ボトル用コンテナ

一般ごみ用
コンテナ

一般ごみ用
コンテナ

EPS-2

DS

ゴミ処置機械室-1

産業廃棄物用
コンテナ

前室

感染性廃棄物
保管庫

シャ

ゴミ処置機械室-2



設置するコンテナの条件

設置するコンテナは蓋付き 6.5 m³以上とし、搬出入時の高さは 2.7m以下、下記写真のような形状のものとする

外寸は、以下のとおりとする。

(1) アームロール式の場合：3740（長さ）×2015（幅）×1385（高さ）mm を各辺超えないものとする。

(2) アームロール式でない場合：4000（長さ）×2200（幅）×1660（高さ）mm を各辺超えないものとする。

※写真は現在設置されているもの。

